

糸情審答申第4号

令和8年3月17日

糸魚川市長 久保田 郁夫 様

糸魚川市情報公開・個人情報保護審査会

糸魚川市情報公開条例第17条第1項に基づく諮問について（答申）

令和7年8月28日付け総第797号で諮問のあった令和7年度請求第1号の件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

糸魚川市長が行った一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の内容

- 1 審査請求人は、令和7年1月29日、糸魚川市長に対し、糸魚川市情報公開条例（平成17年糸魚川市条例第14号。以下、「本件条例」とする。）第5条に基づき行政文書の開示請求（以下、「本件開示請求」とする。）を行ったところ、糸魚川市長は、同年2月12日、一部開示決定（以下、「本件処分」とする。）を行った。
- 2 審査請求人は、同年5月7日、本件処分に対し、不開示に関する部分の処分を取り消し、全文開示とするとの採決を求める旨の審査請求を行った。なお、当該審査請求にかかる審査請求書には、糸魚川市の個人情報の漏えいを問題視する記載があるが、当審査会が判断する事項ではないため、言及しない。

第3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、令和7年6月27日付弁明書及び同年12月10日付糸魚川市情報公

開・個人情報保護審査会条例(平成17年糸魚川市条例第16号)第6条第4項の規定に基づく調査について(回答)において、本件開示請求の対象文書(以下、「本件文書」とする。)には、本件条例第7条第2号柱書に該当する情報が記載されているため、本件処分を行ったと主張する。

第4 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張、実施機関の主張について、本件条例等に基づき具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和7年8月28日	諮問書を受領した
令和7年10月9日	審議を行った
令和7年11月6日	実施機関に質問書を提出した
令和7年12月10日	実施機関から回答書を受領した
令和7年12月24日	審議を行った
令和8年1月21日	実施機関から追加資料を受領した
令和8年2月12日	審議を行った

2 不開示情報について

本件条例第7条柱書において「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定められており、同条第2号において「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と定められている。

3 不開示情報該当性について

(1) 本件文書は、公共用財産使用許可申請書及び添付書類である。これらは、糸魚川市が管理する公共用財産の使用を求める者が、糸魚川市に対して提出するものである。この申請書には、申請者の氏名等の個人に関する情報や、使用を求める公共用財産の所在地、種類、使用面積、使用の目的及び利用計画等を記載しなければならない。また、申請者は、申請書記載事項の存在を基礎づける資料を提出しなければならない。

(2) 本件文書にも、上記情報が記載されており、これを基礎づける資料が提出されている。本件文書に記載されている公共用財産の所在地、その周辺の状況、周辺土地の所有者等を考慮すると、当該公共用財産の使用を求めて許可申請をする者は、当該公共用財産の近隣の者に限られるものといえる。そのため、本件文書が開示されることにより、申請者が特定される可能性がある。

よって、本件文書は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」(本件条例第7条第2号前段)に該当する情報が記録されている行政文書といえる。

(3) 上記から、実施機関としては、本件開示請求に対し、不開示決定をすべきであったといえる。そのため、一部開示決定である本件処分は、全部開示決定を行っていないとの限度で妥当といえる。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件文書には、不開示情報が記録されていない部分があり、その部分は開示すべきであると主張する。

しかし、上記のとおり、本件文書の性質からすると、審査請求人の主張は採用できない。

5 結論

以上のとおり、本件処分が本件条例等に基づいた適切な対応となっているか審査した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会は、実施機関に対し、行政文書の開示請求権者について付言する。

行政文書の開示請求権を有する者は、本件条例第5条第1項に記載のとおり一定の者に限定されている。同項第1号から第3号までは、糸魚川市内で活動する者に開示請求権を認めており、同項第4号では、「前3号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体」にも開示請求権を認めている。

「糸魚川市情報公開条例の解説」によれば、「実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する」とは、実施機関が行う事務事業により自己の権利利益に直接影響を受け、又は受けるおそれのあることをいう。この場合には、当該利害関係事項と直接関係がある情報に限り請求権を認めるものである。」との記載がある。

以上から、本件条例第5条第1項第4号に基づき開示請求がなされた場合には、実施機関は、開示請求書の提出者が同号に該当する者であるか検討しなければならない。

実施機関が、本件処分を行う際、開示請求書の提出者が開示請求権を有しているか検討したことが明らかではない。そのため、当審査会は、実施機関においては、本件条例第5条第1項第4号に基づき開示請求がなされた場合には、開示請求書の提出者が開示請求権を有しているか慎重に検討するよう求める。

以 上